

リスク分担表

<「負担者」の凡例>

○ :リスクが顕在化した場合に原則として負担する

△ :リスクが顕在化した場合に限定的に負担する

空欄 :原則としてリスク負担がない

段階	リスク分類	番号	リスクの内容	負担者		備考
				防衛省	事業者	
共通	入札応募リスク	1	入札公告提示資料の内容の変更に伴う損害等	○		
	入札応募費用リスク	2	入札応募に関する費用		○	
	契約締結(未締結・遅延)リスク	3	防衛省の責任により契約が未締結又は遅延することによる増加費用及び損害	○		
		4	上記以外の事由により契約が未締結又は遅延することによる増加費用及び損害		○	
	業務実施企業に関するリスク	5	事業者から本事業に関する業務を受託する企業(業務実施企業。その使用人を含む。)の使用に係る責任		○	業務実施企業の責めに帰す事由は、事業者の責めに帰す事由とみなす。また、業務実施企業等を当事者又は関係者とする紛争、起訴等に起因する増加費用及び損害については、事業者が負担する。
	支払遅延・支払不能リスク	6	防衛省の支払いの遅延	○		防衛省は事業者に遅延利息を支払う。
		7	事業者の防衛省への支払いの遅延		○	事業者は防衛省に遅延利息を支払う。
	資金調達リスク	8	本事業の実施に関する費用の事業者の資金調達に関する責任		○	事業に関する資金調達はすべて事業者の責任において実施する。
	金利変動リスク	9	基準金利確定日までの金利変動による資金調達コストの増加	○		事業契約締結後、特定の時期に基準金利を入札時のものから改定し、確定することを予定している。
		10	基準金利確定日以降の金利変動による資金調達コストの増加		○	
	税制変更リスク	11	消費税又は地方消費税の税率変更による増加費用	○		
		12	消費税又は地方消費税以外で、すべての者に影響する税制の変更又は新設による増加費用		○	
		13	本事業に特別に又は典型的に影響を及ぼす税制の変更又は新設による増加費用	○		
	法令変更リスク	14	合理的な防止手段を期待できず、本事業の遂行上重大な支障を与えると認められる、法令変更又は新設による増加費用	○		
		15	上記以外の法令変更又は新設による増加費用		○	
	不可抗力リスク	16	防衛省及び事業者のいずれにもその責を帰すことができない、不可抗力(大規模な天災(大地震、津波等)又は人為的事象(戦争、放射能、第三者からの攻撃、テロ、妨害等))により生じる増加費用及び損害	○	△	本事業船舶の増加費用及び損害について、当該年度における当該本事業船舶のサービス対価の1%相当額までを事業者が負担し、これを超えた金額を防衛省が負担する。ただし、保険等によるてん補がある場合は、増加費用及び損害からこれを控除して上記を適用する。ただし、防衛省の指示により事業者が本事業船舶を運航している中で生じた人為的災害(戦争、放射能、第三者からの攻撃、テロ、妨害等)に係る増加費用及び損害については防衛省が負担する。
	要求水準確保に係るリスク	17	要求水準の達成に要する費用		○	
	要求水準変更等リスク	18	防衛省の指示による要求水準の変更により生じる増加費用	○		なお、防衛省の指示による要求水準の変更により事業費が減少する場合には、減額するものとする。
		19	上記以外の事由による要求水準の変更により生じる増加費用又は事業費の減少		○	
	許認可取得リスク	20	許認可の取得・維持に関する責任及び損害(防衛省が取得する許認可)	○		ただし、事業者の債務不履行による場合を除く。
		21	許認可の取得・維持に関する責任及び損害(上記以外)		○	
	事業の中断、中止リスク	22	防衛省の指示又は政策変更による中断又は中止により生じる増加費用及び損害	○		
23		上記以外の事由による中断又は中止により生じる増加費用		○		

段階	リスク分類	番号	リスクの内容	負担者		備考
				防衛省	事業者	
	知的財産権侵害のリスク	24	本事業の実施に当たり第三者の知的財産権等を侵害し、又は事業者が作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の賠償	△	○	事業者は防衛省に生じた損害費用についても補償する。ただし、防衛省の指定に起因する場合は防衛省が第三者に補償する。
	防衛省の提示資料に関するリスク	25	防衛省の提示資料の誤り・変更に起因する増加費用	○		
	臨機の措置に関するリスク	26	災害防止等のための臨機の措置に要した費用(不可抗力に起因する場合を除く。)	△	○	事業者が負担することが明らかに適当でないと認められる部分については防衛省が、その他については事業者が負担する。
	近隣対策リスク	27	防衛省が運航を指示する出入港に関する近隣対策実施の責任及び費用	○		
		28	上記以外のもの(係留施設の近隣対策を含む。)に関する近隣対策実施の責任及び費用		○	
	環境対策リスク	29	事業者が実施する業務に係る環境対策の実施の責任及び費用		○	
	情報保全リスク	30	事業者の帰責事由による情報漏洩等による損害		○	
	民間収益事業の実施リスク	31	民間収益事業に起因する増加費用及び損害等を含む全てのリスク		○	
保険付保リスク	32	保険契約の締結及び保険料の変動による増加費用及び損害	△	○	保険料相当の対価は原則として変更しない。ただし、防衛省が付保を指示した保険に限り、対象保険の保険料水準が市場全体で著しく変動した場合は、保険料相当の対価を見直す。	
船舶調達段階	設計・仕様変更	33	防衛省の指示による設計・仕様変更により生じた増加費用	○		
		34	それ以外の設計・仕様変更により生じた増加費用		○	
	技術・性能発揮リスク	35	防衛省の指示による技術等の結果により生じた増加費用及び遅延	○		
		36	上記以外の事由により生じた増加費用及び遅延		○	要求水準で定めた所定の性能や機能を発揮できない事態を含む。
	物価上昇リスク	37	船舶調達に係る賃金水準又は物価・為替水準の上昇による調達費の増加		○	
維持管理・運航段階(防衛出動等以外)	運航業務開始遅延リスク	38	防衛省の帰責事由による遅延により生じた増加費用	○		
		39	上記以外の事由による遅延により生じた増加費用及び損害		○	遅延に伴う増加費用及び事業者に生じる損害は事業者が負担する。
	係留施設の確保・変更リスク	40	防衛省の指示により係留施設を変更する事態及びそれに係る増加費用	○		
		41	上記以外の事由により係留施設を変更せざるを得ない事態に係る増加費用		○	
	船員の雇用リスク	42	法令で求められる本事業船舶の運航に必要な船員数・資格を有する体制を確保できない事態に係る増加費用及び損害		○	
		43	予備自衛官である船員の確保	△	○	防衛出動等における運航態勢は防衛省が確保するが、予備自衛官の割合に応じてサービス対価を支払う。
	本事業船舶の損傷リスク	44	防衛省の帰責事由による本事業船舶の損傷による増加費用及び損害	○		
		45	防衛省帰責以外の帰責事由による本事業船舶の損傷による増加費用及び損害		○	不可抗力に起因する場合についてはNo.16の記載に従う。
	第三者賠償責任リスク	46	防衛省の帰責事由による第三者に対する賠償責任に係る増加費用及び損害	○		
		47	防衛省帰責以外の帰責事由による第三者に対する賠償責任に係る増加費用及び損害		○	
貨物等の損傷リスク	48	防衛省の帰責事由による貨物等の損傷による増加費用及び損害	○			
	49	防衛省帰責以外の帰責事由による貨物等の損傷による増加費用及び損害		○	不可抗力に起因する場合についてはNo.16の記載に従う。	

段階	リスク分類	番号	リスクの内容	負担者		備考
				防衛省	事業者	
	本事業船舶の性能維持・修繕リスク	50	本事業船舶が要求水準に合致した性能を維持できずに運航できない事態		○	
	物価上昇リスク	51	維持管理・運航段階の賃金水準又は物価水準の上昇による維持管理・運航費の増加	○	△	一定の条件を満たす場合については、維持管理費・運航費を改定する。
運航時（防衛出動等）	本事業船舶の備船リスク	52	事業者の帰責事由により、防衛省に本事業船舶を備船できない事態に係る増加費用及び損害		○	
		53	上記以外の事由による備船不能に係る増加費用及び損害	○		
	本事業船舶の運航リスク	54	防衛出動等(平時の裸備船含む。)において自衛隊による本事業船舶の運航に起因して生じる増加費用及び損害	○		上記のNo.16,44～50に係るリスクを含む。また、防衛省に対する備船終了後、防衛出動等における利用に起因し、船舶の損傷等が確認された場合、防衛省はその修補に係る費用を負担する。
		55	防衛出動等(平時の裸備船含む。)において事業者の維持管理に起因して生じる増加費用及び損害		○	
事業終了段階	契約解除リスク (本事業船舶の全損に係る契約解除は以下に従う。)	56	事業者の帰責事由による契約解除	△	○	防衛省は事業者に船舶調達費の残価相当を支払う。ただし、事業者が保険金を受領する場合は、保険金額を控除する。 事業者が生じた合理的な増加費用及び損失は事業者が負担する。 事業者は防衛省に違約金を支払う。(違約金を超過する損害が防衛省に生じた場合、防衛省は事業者に対して損害賠償請求を行うことがある。) なお、事業者の故意・重過失による解除の場合においては船舶調達費の残価相当を支払わない。
		57	不可抗力による契約解除	○	△	防衛省は事業者に船舶調達費の残価相当を支払う。ただし、事業者が保険金を受領する場合は、保険金額を控除する。 事業者が生じた合理的な増加費用及び損害のうち、当該年度における当該本事業船舶のサービス対価の1%相当額までを事業者が負担し、これを越えた金額を防衛省が負担する。
		58	法令変更による契約解除 (合理的な防止手段を期待できず、本事業の遂行上、重大な支障を与えると認められる法令変更又は新設を除く。)	△	○	防衛省は事業者に船舶調達費の残価相当を支払う。ただし、事業者が保険金を受領する場合は、保険金額を控除する。 事業者が生じた合理的な増加費用及び損失は事業者が負担する。
		59	防衛省の帰責事由等、上記以外の事由による契約解除	○		防衛省は事業者から本事業船舶を合理的な対価で買取るか、船舶調達費の残価相当を支払う。ただし、事業者が保険金を受領する場合は、保険金額を控除する。 事業者が生じた合理的な増加費用及び損失は防衛省が負担する。
		60	事業者の帰責事由による本事業船舶の全損に係る損害	△	○	防衛省は事業者に船舶調達費の残価相当を支払う。ただし、事業者が保険金を受領する場合は、保険金額を控除する。 事業者が生じた合理的な増加費用及び損失(本事業船舶に係る損失は除く。)は事業者が負担する。 事業者は防衛省に違約金を支払い、全損した本事業船舶に係る業務の事業契約を解除する。(違約金を超過する損害が防衛省に生じた場合、防衛省は事業者に対して損害賠償請求を行うことがある。) なお、事業者の故意・重過失による全損の場合、防衛省は船舶調達費の残価相当を支払わない。
	※全損とは本事業船舶が全損した場合の他、著しい損傷を被り技術的・物理的・経済的に修繕不能となった場合及び救助が不可能な場合をいう。					

段階	リスク分類	番号	リスクの内容	負担者		備考
				防衛省	事業者	
		61	不可抗力による本事業船舶の全損に係る損害	○	△	防衛省は事業者に船舶調達費の残価相当を支払う。ただし、事業者が保険金を受領する場合は、保険金額を控除する。 事業者が生じた合理的な増加費用及び損失(本事業船舶に係る損失は除く。)のうち、当該年度における当該本事業船舶のサービス対価の1%相当額までを事業者が負担し、これを超えた金額を防衛省が負担する。 全損した本事業船舶に係る業務の事業契約を解除する。
		62	法令変更による本事業船舶の全損による損害(合理的な防止手段を期待できず、本事業の遂行上、重大な支障を与えると認められる法令変更又は新設を除く。)	△	○	防衛省は事業者に船舶調達費の残価相当を支払う。ただし、事業者が保険金を受領する場合は、保険金額を控除する。 事業者が生じた合理的な増加費用及び損失(本事業船舶に係る損失は除く。)は事業者が負担する。 全損した本事業船舶に係る業務の事業契約を解除する。
		63	防衛省の帰責事由等、上記以外の事由による本事業船舶の全損による損害	○		防衛省は事業者に船舶調達費の残価相当を支払う。ただし、事業者が保険金を受領する場合は、保険金額を控除する。 事業者が生じた合理的な増加費用及び損失(本事業船舶に係る損失は除く。)は防衛省が負担する。 全損した本事業船舶に係る業務の事業契約を解除する。

- 備考) 1. このリスク分担表は、特定事業における国及び事業者間のリスク分担を整理するものである。
2. このリスク分担表において、増加費用及び損害とは合理的であると認められる範囲の本事業に関する増加費用及び損害をいう。